

保健事業の一層の推進

第133回本部運営委員会
資料1－5より抜粋・編集

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

保健事業の一層の推進にかかる実施内容

第133回本部運営委員会
資料1－5より抜粋・編集

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドックに対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

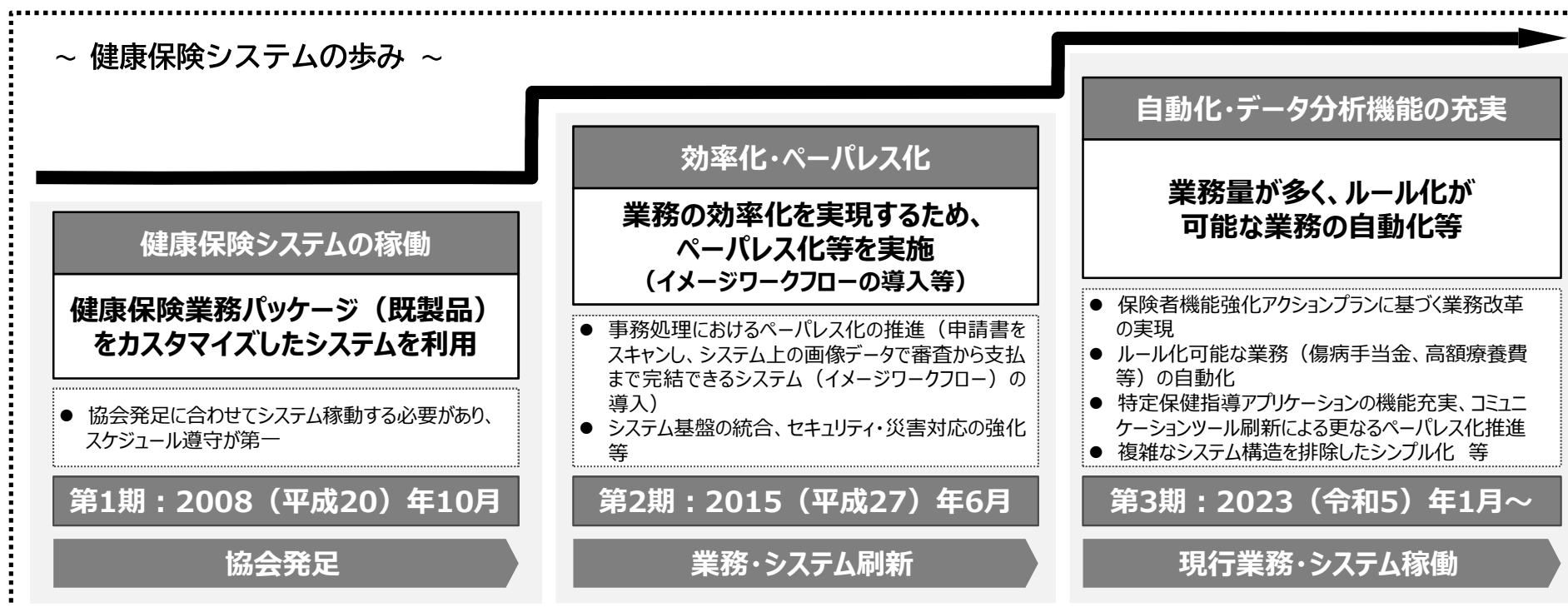
施策実施に伴う増加額（見込） 令和7年度0.1億円程度、令和8年度280億円程度、令和9年度160億円程度

健康保険システムの更改等による効果について

●システム更改の目的等

協会の新業務システム（2023（令和5）年1月サービスイン）は、業務改革・効率化施策の要件を取り込み、システムを活用した審査業務の効率化等による基盤的保険者機能強化、特定保健指導等に係るアプリケーションの機能改修や、ビッグデータの分析・抽出機能の充実等による戦略的保険者機能強化を目指して開発した。

～ 健康保険システムの歩み ～

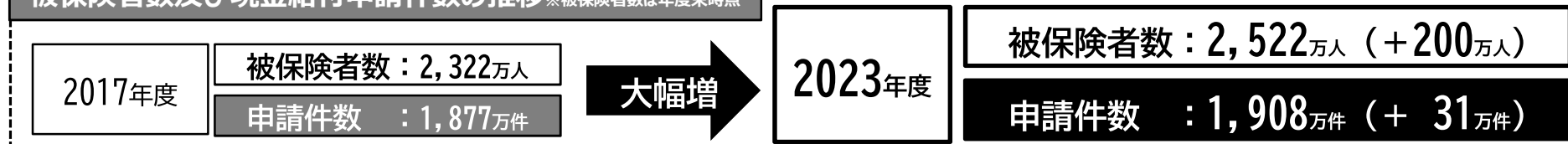


●電子申請システムの構築（2026（令和8）年1月にサービスイン予定）

加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請の導入に向けてシステム開発を進めている。
電子申請システムには、申請者側から審査の処理状況が把握できる仕組みも構築する予定。

- 協会発足以降のシステム更改等により、事務処理の効率化及びペーパレス化を推進するためイメージワークフロー（申請書をスキャンし、システム上の画像データで審査から支払までを完結）の導入、ルール化が可能な業務の自動化を順次実施。
- 以下のとおり、業務量は大幅に増加しているが、システム更改による効果等を通じて、基盤的保険者機能の生産性及び加入者サービス水準の向上を図るとともに、戦略的保険者機能の充実強化（人員シフト等）も実施。
- 電子申請については、申請割合が高まることにより、申請者の利便性向上だけでなく、協会における申請書のスキャン（画像化）に要する費用や申請不備があった際の返戻に要する郵送料等の軽減が期待できる。

被保険者数及び現金給付申請件数の推移 ※被保険者数は年度末時点



業務量の大幅増を生産性向上で対応し、更にサービス水準向上＋戦略的保険者機能の充実強化＋ペーパレス化の推進を実現

